

序 章 都市計画マスタープランの改定について

1 都市計画マスタープランの位置づけと役割

2 改定の背景

3 改定の体制と流れ

4 目標年次と計画フレーム

5 都市計画マスタープランの構成



1

都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市民に最も身近な自治体である市町村が主体的に定めるもので、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針となるものです。

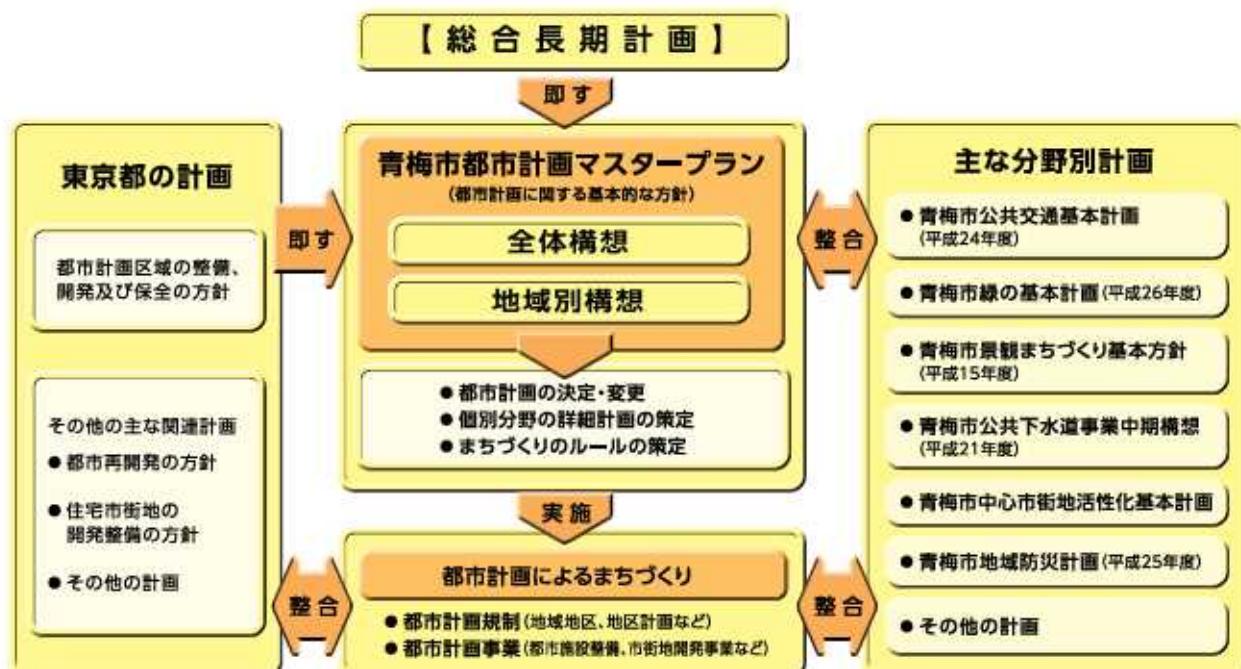
都市計画マスタープランでは、地域の特性や実情を踏まえ、市民の意見を反映しながら、目指すべき都市の将来像をわかりやすく描き、その実現に向けた施策を明らかにします。

(2) 青梅市都市計画マスタープランの位置づけ

青梅市都市計画マスタープランは、市議会の議決を経て定めた「第6次青梅市総合長期計画」(以下「総合長期計画」という。)と東京都が広域的な見地から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」に即すとともに、他の関連する諸計画と整合を図りながら定めます。

今後、本市が定める都市計画は、この青梅市都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

図1 青梅市都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 求められる役割

青梅市都市計画マスタープランの基本的な役割は次のとおりです。

- 長期的な視点に立った青梅市の将来都市像とまちづくり目標を明らかにします。
- 青梅市の将来都市像を実現するために都市計画の基本的な方針を定めます。
- 個別の都市計画と関連する諸計画との相互の整合を図ります。
- 市民、事業者などの多様な主体が各々の役割を自覚し、まちづくりへ積極的に参加することを促します。

2 改定の背景

本市では、平成11年度に青梅市都市計画マスタープランを策定し、その後、丘陵部の土地利用の方向転換に伴い見直しを行った「第5次青梅市総合長期計画・基本構想」との整合を図るため、平成20年度に一部見直しを行いました。

当初の青梅市都市計画マスタープランの策定から10年以上が経過しましたが、人口減少、少子高齢化のさらなる進行など、本市を取り巻く状況の変化とともに、新たな時代に対応するまちづくりが求められています。また、東日本大震災が与えた未曾有の災害により、地域コミュニティの重要性、新たなエネルギー環境のあり方、都市防災などへの関心が急速に高まっています。こうした中、本市では、平成25年度を初年度とする総合長期計画を策定しました。このため、総合長期計画に即し、これらの社会経済情勢の変化などに適切に対応するため現行計画を改定しました。

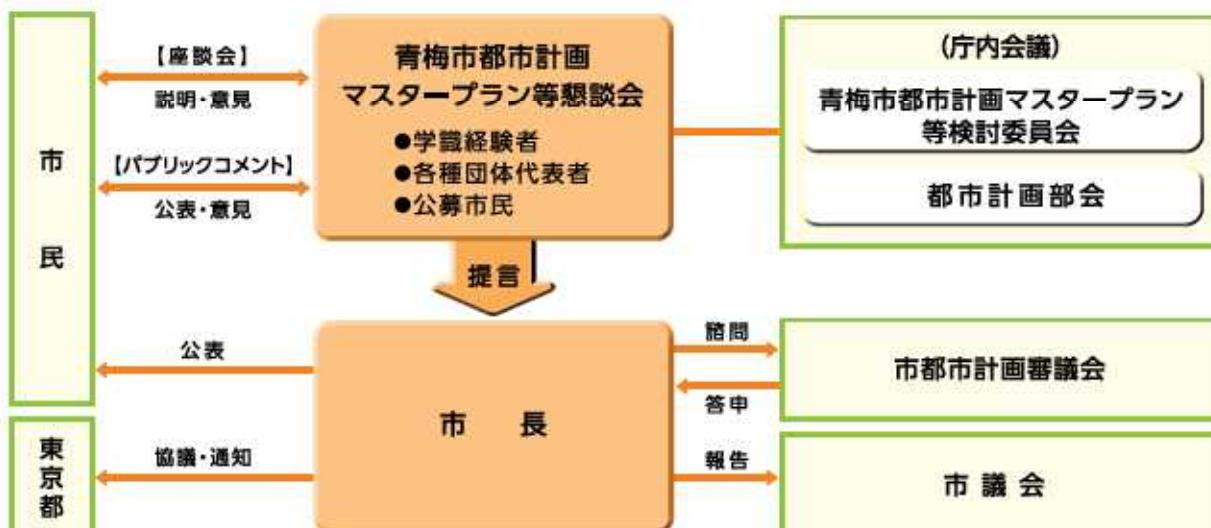
3 改定の体制と流れ

「青梅市都市計画マスタープラン等懇談会」において、座談会やパブリックコメント*などで寄せられた市民の意見を踏まえて、青梅市都市計画マスタープラン改定案をまとめました。

市長は、懇談会からこの改定案の提言を受け、青梅市都市計画審議会の審議を経て、青梅市都市計画マスタープランを改定しました。

- 検討委員会 8回開催 (H24. 1.26～H26. 3.25)
- 懇談会 6回開催 (H24.10.22～H26. 3.25)
- 座談会 4回開催 (H25. 7. 2～H25. 7.13)
- パブリックコメント* (H25.11. 1～H25.11.15)
- 青梅市都市計画審議会 諮問 (H26. 4.24)
- 青梅市都市計画マスタープラン 決定 (H26. 5.20)

図2 青梅市都市計画マスタープランの改定の体制と流れ



4 目標年次と計画フレーム

(1) 目標年次

青梅市都市計画マスターplanは、概ね20年後の将来都市像を展望しつつ、具体的な取組について、10年後の平成35(2023)年を目標年次とします。

(2) 将来人口

総合長期計画において、国勢調査の推移から予測される人口は、平成34（2022）年に134,000人程度であると推計した上で、今後、子育て支援や職住近接などの施策を進め、子育て世代の流入やこれに伴う年少人口の増加を図るものとして、平成34（2022）年の目標人口を138,000人としています。

本計画においても、総合長期計画に従って、概ね10年後の平成35（2023）年の目標人口を138,000人と設定します。

表1 総合長期計画における平成34(2022)年の推計人口および目標人口

(単位:人)

区分	平成22年		推計人口		目標人口	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
年少人口(0~14歳)	17,992	12.9%	15,006	11.2%	15,600	11.3%
生産年齢人口(15~64歳)	88,933	63.9%	75,606	56.3%	77,800	56.4%
老人人口(65歳以上)	32,250	23.2%	43,632	32.5%	44,600	32.3%
合 計	139,339	—	134,244	—	138,000	—

*平成22年は国勢調査の結果で、合計および割合には年齢不詳者を含んでいます。

5 都市計画マスタープランの構成

青梅市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」と「地域別構想」によって構成します。

- 「全体構想」は、広域的な位置づけを踏まえた上で、都市の将来像を描きつつ、土地利用・都市施設などの7つの分野の整備方針を示すものです。
- 「地域別構想」は、「全体構想」で示された整備方針をもとに、地域ごとのまちづくりの方針を示すものです。地域は、東部、西部、北部の3つに区分して、地域別の方針をまとめました。
また、これらの地域に関わらず、まちづくりのテーマに応じた取組が必要となる地域として、多摩川沿い地域と中心市街地地域を設定し、それぞれの整備方針をまとめました。

図3 青梅市都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランの改定について

- 1.都市計画マスタープランの位置づけと役割
- 2.改定の背景
- 3.改定の体制と流れ
- 4.目標年次と計画フレーム
- 5.都市計画マスタープランの構成

第1章 青梅市の現況と課題

- 1.青梅市の特性
- 2.青梅市の現況動向
- 3.社会経済情勢の変化とまちづくりの視点
- 4.青梅市の現況動向からみたまちづくりの課題

第2章 まちづくりの目標

- 1.都市の将来像とまちづくりの目標
- 2.将来都市構造

第3章 まちづくりの基本方針 (全体構想)

- 1.土地利用の方針
- 2.交通体系の整備方針
- 3.自然環境の保全・活用と都市環境形成の方針
- 4.景観形成の方針
- 5.河川・下水道等の整備方針
- 6.安全・安心のまちづくりの方針
- 7.産業環境の整備方針

第4章 地域別のまちづくりの方針 (地域別構想)

- 1.東部地域のまちづくりの方針
- 2.西部地域のまちづくりの方針
- 3.北部地域のまちづくりの方針
- 4.多摩川沿い地域の整備方針
- 5.中心市街地地域の整備方針

第5章 都市計画マスタープランの推進に向けて

- 1.協働のまちづくりに向けて
- 2.これからの時代の都市経営について
- 3.都市計画マスタープランの適切な見直し